

# 京都府競技力向上対策本部規約

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、京都府競技力向上対策本部（以下「本部」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本部は第 43 回国民体育大会の京都府開催を契機として、府民スポーツを一層振興するとともに、青少年を中心に幅広い層の競技力を向上させ、もって本府スポーツの飛躍的な発展を期することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本部は前条の目的を達成するため、体育・スポーツ団体その他関係機関及び団体と連携協力して次の事業を行う。

- (1) 競技力向上の総合計画に関すること。
- (2) 競技力向上事業の実施に関すること。
- (3) 競技力向上の条件整備に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 組 織

(組 織)

第 4 条 本部は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 府及び市町村職員並びに府及び市町村教育委員会職員
- (2) 体育・スポーツ団体並びに各種関係機関及び団体の役員
- (3) 学識経験者
- (4) その他競技力向上推進に関係のある者

(役 員)

第 5 条 本部に次の役員を置く。

- (1) 本 部 長 1 名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選出)

第 6 条 本部長は、京都府知事をもって充てる。

- 2 副本部長は、委員のうちから本部長が委嘱する。
- 3 常任委員は、総会の同意を得て委員のうちから本部長が委嘱する。
- 4 監事は、総会の同意を得て本部長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、あらかじめ本部長が指名した副本部長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、本部の運営のために必要な事項を審議し、決定する。

4 監事は、会務及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第8条 委員及び役員の任期は、本部の目的を達成するまでとする。ただし、第4条第1号、第2号及び第4号に規定する者でなくなったときは終了する。

### 第 3 章 会 議

(会 議)

第9条 本部の会議は、次のとおりとする。

(1) 総 会

(2) 常任委員会

2 本部には、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(総 会)

第10条 総会は、本部長及び委員をもって構成する。

2 総会は、本部長が招集する。

3 総会の議長は、本部長又は本部長の指名する副本部長が当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 本部の目的を達成するための基本方針に関すること。

(2) 事業計画及び本部の予算・決算に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) その他、本部の運営に関する重要なこと。

5 総会は、全委員の2分の1以上の者が出席しなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した者は出席委員とみなす。

6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 総会の議事については、議事録を作成する。

8 議事録には、議長及び総会において選定された議事録署名人が記名押印する。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会の決定により委任を受けた事項

(2) 総会を招集する暇のない緊急な事項

(3) その他、本部の運営のため、本部長が必要と認める事項

3 前条第2項、第3項及び第5項から第8項の規定は、常任委員会の会議について準用する。

## 第 4 章 本部長の専決処分

(専決処分)

第 1 2 条 本部長は、総会及び常任委員会を招集する暇がないと認める緊急な事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の処置については、本部長は、次の総会及び常任委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 第 5 章 事務局

(事務局)

第 1 3 条 本部の事務を処理するため、事務局を京都府教育庁内に置く。

2 事務局には、本部の事務を処理するため事務局長及び事務局員を置く。

3 事務局長及び事務局員は本部長が委嘱する。

4 事務局に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 第 6 章 会 計

(事業経費)

第 1 4 条 本部の経費は、交付金、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 1 5 条 本部の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 1 6 条 本部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 7 章 補 則

(委 任)

第 1 7 条 この規約に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和 56 年 6 月 19 日から施行する。

2 本部の最初の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、昭和 56 年 6 月 19 日に始まり、昭和 57 年 3 月 31 日に終わるものとする。

3 この規約は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規約は、平成 21 年 3 月 27 日から施行する。

5 この規約は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

6 この規約は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。